

Ver1.5

## (財)日本ゴルフ協会

### 2012 年規則の主要な変更点と解説

※青字の部分は R&A リリースの日本語訳です。

#### 定義「球にアドレス」

プレーヤーがスタンスをとったかどうかにかかわらず、球の直前、または直後の地面にクラブを置くことによってアドレスをしたことにするために定義が修正された。

したがって、規則では一般的にプレーヤーがハザード内で球にアドレスすることをもはや規定していない（関連する規則 18-2b の変更も参照のこと）。

#### 【解説】

2008 年規則では、スタンスをとった後に地面のどの場所であってもクラブをつけたとき（ハザード内ではスタンスをとったとき）にアドレスをしたものとみなされていました。2012 年規則ではスタンスは関係なく、クラブヘッドを球の直前、直後（プレーの線に対して）の地面に置いたときにアドレスをとったこととなります。したがって、ハザード内では原則としてアドレスなしにストロークをすることになります。

#### 規則 1-2. 球の動きに影響を及ぼす、あるいは物理的条件を変える

プレーヤーが意図的に球の動きに影響を及ぼすために、あるいは規則で認められていない方法でホールのプレーに影響を及ぼす物理的条件を変えるために行動した場合、規則 1-2 はその行動が別の規則で扱われていないときに限って適用となることをより明確にするために修正された。例えば、プレーヤーが球のライを改善することは規則 13-2 の違反となるので、規則 13-2 が適用となる。一方で、プレーヤーが同伴競技者の球のライを意図的に変えることは規則 13-2 では扱っていないので規則 1-2 により規制される。

#### 【解説】

規則の内容自体は変更となっていません。事例に応じて、該当する規則の条項が適用となることが明確になりました。

例えば、動いている球の方向を意図的に変えた場合は、規則 1-2 が適用となりますが、止まっている球を意図的に動かした場合、止まっている球に対しては規則 18-2a が扱っているのでその規則が適用となります。また、プレーヤーが球のライを意図的に変えることについては規則 13-2 が扱っているのでその規則が適用となります。

#### 規則 6-3a. スタート時間

スタート時間に遅れたが、スタート時間から 5 分以内に到着した場合の罰を競技失格の罰から、マッチプレーでは最初のホールの負け、ストロークプレーでは 2 打の罰に軽減することを規定するために規則 6-3a は修正された。旧規則ではこの罰の軽減は競技の条件で制定できるとしていた。

#### 【解説】

2008 年規則では、スタート時間に遅刻した場合の罰は競技失格で、委員会は競技の条件を制定することによって、その競技失格の罰を修正することができるという規定でした。

2012 年規則ではその競技の条件の内容が規則となりました。つまり、スタート時間から 5 分以内にスタートできる準備ができて到着した場合は、最初のホールに 2 打の罰（マッチプレーでは最初のホールの負け）となります。5 分を超えての遅刻は競技失格となります。

### 規則 12-1. 球が見える限度；球の搜索

規則 12-1 は明確化のために再構築された。加えて、(i)球が砂に被われている場合、プレーヤーにコース上のどこでも球の搜索をすることを認め、そのような状況で球が動かされても罰はないこと、そして(ii)球がルースインペディメントに被われていると思われる場合、その球を搜索しているときにハザード内の球を動かしたときは規則 18-2a に基づいて 1 打の罰が適用となることに修正された。

#### 【解説】

2008 年規則でハザード内で認められていた球の搜索の際の砂の取り除きを、2012 年規則ではコース上のどこでも認めることになりました。また、2008 年規則では球の搜索中にハザード内のルースインペディメントを取り除いた結果、球が動いた場合には罰はありませんでしたが、2012 年規則では規則 18-2a 違反の 1 打の罰を受けます。

### 規則 13-4. 球がハザード内にある場合；禁止行為

単にコースを保護する目的で、かつ規則 13-2 の違反とならないことを条件に、プレーヤーがそのハザードからプレーする前を含めいつでもそのハザード内の砂や土をならすことを認めるために規則 13-4 例外 2 が修正された。

#### 【解説】

2008 年規則では球がハザード内にある場合、その球をストロークする前にハザード内の砂をならすことはできませんでした。

2012 年規則ではハザード内に止まっている球のライや、その球をプレーする場合のスタンス、意図するスイング区域、プレーの線の改善とならない場所(つまり規則 13-2 に関連しない場所)で、単にコースを保護する目的であればならすことが認められます。ならす目的がハザード内のテストである場合はこれまでの通り規則違反となります。

### 規則 18-2b. アドレスしたあとで動いた球

球がアドレスした後に動いた場合で、プレーヤーがその球を動かす原因となっていないことが分かっているか、ほぼ確実であるときはプレーヤーに罰を免除するとの新しい例外が追加された。例えば、アドレスをした後に球を動かしたのが突風だった場合、罰はなく、その球は新しい位置からプレーしなければならない。

#### 【解説】

2008 年規則ではアドレス後に球が動いた場合は、プレーヤーが動かしたものとみなされ 1 打の罰を受けました。

2012 年規則では、アドレス後に球が動いても、その原因がプレーヤーにないことの確実な証拠があれば、罰はありません。例えば、突風が球を動かしたことが明らかであれば、罰なしに球は新しい位置からプレーしなければなりません。なお、アドレス後に、重力そのものにより球が動いた場合、局外者や自然現象が球を動かしたことにはならず、プレーヤーが球を動かしたものとみなされます。

### **規則 19-1. 動いている球が方向を変えられたり止められた場合；局外者により**

局外者によって動いている球が故意に方向を変えられたり止められた場合のいろいろな結果を規定するために注を拡大した。

#### **【解説】**

2008 年規則では局外者が動いている球の方向を意図的に止めた、あるいは変えた場合のあとの処置について明記していませんでした。

2012 年規則ではその処置を明記しています。例えば、ストロークした球がスルーザグリーンでギャラリーに意図的に止められた場合、その球が止まっていたであろう箇所を推定し、その箇所にできるだけ近いところに球をドロップしなければなりません。

### **規則 20-7c. 誤所からのプレー；ストロークプレー**

プレーヤーが誤所からのプレーをした場合、そのストロークを行う前に他の規則に違反していたとしても、ほとんどの場合は罰は 2 打の罰に制限されることを規定するために注 3 を修正した。

#### **【解説】**

明確にするための改訂でこれまでの解釈は変更されていません。誤所からのプレーをした際に、他の規則にも違反していた場合に罰が重課されないケースが列記されました。

例えば、誤った方法でドロップし、しかも誤所からのプレーをした場合、誤った方法でドロップしたことに対する罰は追加されません。

### **付属規則IV**

ティー、手袋、距離計測器などのような機器と他の携帯品のデザインについての一般的な規定を定めるために新しい付属規則が追加された。

#### **【解説】**

ティーや手袋、距離計測器などの用具に関するガイドラインが、付属規則IVに掲載されました。例えば、ストロークをするうえで援助となる可能性のある機構を持つ手袋は違反となります。

以上